

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	子育て短期支援事業			事業コード	0467
所属コード	065000	課等名	児童福祉課	係名	家庭支援係
課長名	石橋 浩幸	担当者名	花坂 武美	内線番号	2560
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード	6
	基本事業	育児不安の軽減	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 2 項 1 目 子育て短期支援事業（004-02）			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	平成 8 年度
根拠法令等	盛岡市子育て短期支援事業実施要綱，児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項及び第 34 条の 8，児童福祉法施行規則第 1 条から第 1 条の 4 まで			

(2) 事務事業の概要

児童を養育する家庭の保護者が、病気や仕事等の理由により養育を行うことが困難になった場合、当該児童を児童養護施設で一時的に養育する。また、生活指導や食事の提供を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の増進を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

保護者が、仕事、行事、疾病のため一時的に児童を養育することが困難な家庭を保護し、その児童及び家庭の福祉向上を目的として、平成 8 年度から事業を開始した。事業の実施に当たっては、盛岡市子育て短期支援事業実施要綱に基づき、児童を安全に養育かつ保護する観点から児童養育に精通している、市内に住所を有する児童養護施設、乳児院（計 5 ヶ所）と委託契約している。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

核家族化の進行により、父母が児童を養育できなくなった場合、親族等からの支援を受ける事ができる世帯は少ない。また、母子(父子)世帯で、親族と疎遠になっている世帯が多く見受けられ、母(父)の就労、体調不良の際、児童を養育する保護者がいなくなる場合が多い。このような背景から本事業のニーズは今後、ますます高くなると思われる。

2 事務事業の実施状況 (Do)・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 18 歳未満の児童数	人	48,041	47,824	49,000	47,608	49,000

(3) 24 年度に実施した主な活動・手順

病気や仕事等の理由により一時的に養育を行うことが困難になった家庭の児童を児童養護施設等において一時的に養育した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 実施施設数	カ所	5	5	5	5	5

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

子育て短期支援を提供することにより，保護者の育児不安等を軽減し児童及びその家庭の福祉の増進を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 利用児童数	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	人	30	22	30	37	30

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	439	445	391	472
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	559	817	681	681
	⑤その他()	千円	216	55	51	51
	A 小計 ①～⑤	千円	1,214	1,317	1,123	1,204
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	81	60	60	60
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	324	240	240	240
計	トータルコスト A+B	千円	1,538	1,557	1,363	1,444
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：保護者等の病気，仕事を理由に施設において児童を一時的に養育することは，保護者の育児不安の軽減につながる。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：事業費（委託料）は，対象児童の年齢，支援区分により決まる。保護者に対しては，その課税状況等により利用者負担額を負担してもらっている。事業を利用せざるを得ない者が等しく利用，応能負担し，児童の福祉の向上をはかることから，市が実施すべき事業であるとする。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

理由：利用対象児童を限定していないため，現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

その内容：利用希望者を極力限定することなく継続して事業を実施することで，保護者等が子育てしやすい環境をつくり市民福祉の向上につながるため，事業を廃止又は休止した場合の影響は大きい。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がある。

その内容：ファミリーサポートセンター事業などの類似事業との連携を図り，利用者ニーズに的確に対応した子育て支援を行うことができると考えられる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平・公正である。

(4) 効率性評価

事業費，人件費ともに削減できる余地はない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

子育てに悩む保護者の負担を軽減するため，広報やホームページにより市民へ，および各関係機関への周知を行い，養育困難な世帯に対し制度の利用を促す。また，要保護児童の観点から，必要に応じてその世帯との関わりを継続させていく。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

養育困難な世帯の判断を明確にし，特定の利用者だけでなく，制度を必要とする多くの市民

に利用してもらう。また、利用者のニーズをよく聴き、それに合う他の類似事業へつなげていく。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

必要な世帯及び関係機関への周知を図っていくとともに、利用者の世帯の相談に応じるなど関わりを持ち、子育てに悩む保護者の負担を軽減する。